

# あなたの LOVE♥CHIBA 教えてキャンペーン Season7 企画運営業務 企画提案募集要項

「あなたの LOVE♥CHIBA 教えてキャンペーン Season7（以下「キャンペーン」という）企画運営業務」の企画提案を募集します。

本事業は、ちばプロモーション協議会（以下「協議会」という）の平成 30 年度予算に基づき実施される予定ですが、平成 30 年度当初から事業を実施するために、本募集を協議会の予算成立前に行うものです。

## 1 業務名

あなたの LOVE♥CHIBA 教えてキャンペーン Season7 企画運営業務

## 2 委託業務の内容

「あなたの LOVE♥CHIBA 教えてキャンペーン Season7 企画運営業務委託仕様書(以下「仕様書」という)」に記載したとおり。

## 3 業務の実施方法

企画提案を募り、審査・選考を経て 1 団体を決定し、業務を委託する。

※本業務は、平成 30 年度協議会総会における予算の成立を前提に公募するものであり、予算が成立しない場合には効力を発しない。また、上記の効力を発しない場合において、当該応募にかかる経費に係り、協議会では補償は行わない。

## 4 応募資格

次の全ての要件を満たすこととする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 協議会の会員または、千葉県物品等入札参加資格（委託）を有する者であること。なお、後者のみ場合は決定後、協議会の入会申込みをすることを条件とする。会員資格等については、千葉県公式観光物産サイト「まるごと e! ちば」内『ちばプロモーション協議会』を参照のこと。（<http://maruchiba.jp/promotion/index.html>）  
また、平成 30 年 4 月 1 日に千葉県物品等入札参加業者適格者名簿の切り替えがあるため、応募に当たっては、新たな名簿に登載されているものであること。
- (3) 応募の日から審査完了の日までの間に、千葉県物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けていない者であること。
- (4) 応募の日から審査完了の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準（昭和 57 年 12 月 1 日制定）に基づく指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) 選考委員会の委員でないこと。

## 5 応募期限等

- (1) 応募申請 本件募集に参加する場合は、応募申請書(様式1)を、FAXまたはメールにて、平成30年4月13日(金)午後5時までに提出すること。社印・代表者印は不要である。

※FAXまたはメール送信後、電話にて到達確認をすること。

メール promotion@mz.pref.chiba.lg.jp

FAX: 043-225-7345 電話: 043-223-2412

- (2) 応募期限 平成30年4月23日(月)午後2時(必着)。

- (3) 応募方法 持参または郵送(FAX、メールでの提出は不可)。

※郵送の場合、封筒の表に「企画提案書在中」と朱書きすること。

- (4) 提出物 企画提案書(正本1部、副本6部)

※「7 提案書作成上の注意」に沿って作成すること。

- (5) 提出先 千葉県商工労働部観光誘致促進課(ちばプロモーション協議会事務局)

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1 千葉県庁本庁舎15階

## 6 質問の受付

本件に関する質問については、FAXまたはメールにて受け付ける。ただし、提案の状況、選考委員名等に関する質問は受け付けない。質問および回答については、千葉県公式観光物産サイト「まるごとe! ちば」で公開の他、応募申請書提出者全員に対して通知する。

※FAXまたはメール送信後、電話にて到達確認をすること。

- (1) 受付期限 平成30年4月13日(金)午後5時まで

- (2) 送付先 千葉県商工労働部観光誘致促進課(ちばプロモーション協議会事務局)

メール promotion@mz.pref.chiba.lg.jp

FAX: 043-225-7345 電話: 043-223-2412

## 7 企画提案書作成上の注意

- (1) 様式 A4判

- (2) 提出部数 正本1部、副本6部

- (3) 企画提案書に記載する内容

### ア 表紙

宛名「ちばプロモーション協議会会長」、タイトル「あなたの LOVE♥CHIBA 教えてキャンペーン Season7 企画運営業務」企画提案書、提出年月日、住所(所在地)、氏名(社名)、代表者の氏名・肩書きを記入し、正本には社印、代表者印を押印すること。

### イ 提案概要

次の事項を網羅し、明確かつ具体的に分かる資料を作成すること。インターネットやウェブサイト構成等の専門知識を有しない者でも理解できるよう、分かりやすい表現となる

よう留意すること。また、委託内容は別添仕様書に記載のとおりであるが、これ以外に本業務の目的達成に有効と考える手法・アイデア等がある場合には、その内容も企画提案書に盛り込むこと。

- ① キャンペーンのコネプトや考え方
- ② キャンペーンの名刺及びドメイン名
- ③ キャンペーン告知用ポスター及びチラシデザイン
- ④ キャンペーンサイトの概要と構成
- ⑤ キャンペーンサイトの下記3種のページデザイン案
  - ・トップページ
  - ・写真投稿ページ
  - ・投稿写真の閲覧ページ
- ⑥ 写真投稿システムの概要と構成
- ⑦ キャンペーン管理サイトの概要と構成
- ⑧ 運用・保守要件
- ⑨ Facebook 運用概要（発信回数やフォロワー獲得数の見込みを含む）
- ⑩ Instagram 運用概要（発信回数やフォロワー獲得数の見込みを含む）
- ⑪ キャンペーンの実施効果を高めるための企画提案

ウ 団体概要（様式2）

エ 過去における類似業務実績

- ・記載する内容については、千葉県からの受注業務に限定されない。
- ・概ね3年以内のものとする。

オ 業務の実施体制・スケジュール

- ・本業務の全体責任者、各業務の責任者・担当者等を記載する。
- ・5月9日（水）を契約日と仮定した場合の、本業務の実施スケジュールを記載する。

カ 見積書

- ・仕様書の業務内容及び本企画提案の内容を実施するために必要な全ての費用を算定する。
- ・見積書は、業務ごとに詳細な内訳を記載し、ポスター・チラシの作成、ウェブサイトの制作、完成後の運営・管理（平成30年7月13日～平成31年3月31日）、成果品等の納品に要する経費が、明確に分かるようにそれぞれ記載すること。

## 8 審査・選考方法

- (1) 選考委員会において、提案書及びプレゼンテーション・ヒアリングによる審査を行い、その中で最も優れた提案をした団体を委託先候補に選定する。
- (2) プレゼンテーションの際にはパソコン等の利用を認める。利用する機器やWi-Fiルーター等は応募者側で用意すること。
- (3) 選考委員会（プレゼンテーション・ヒアリング）は4月下旬に実施予定である。詳細については、企画提案応募者に別途通知する。

#### (4) 評価基準

審査にあたっては、以下の基準により総合的に評価する。

##### ア 企画提案による実施効果

・業務の趣旨を十分に理解し、キャンペーンの実施効果を高める企画提案になっているか。

##### イ ポスター・チラシ・サイトの構成およびデザイン

①キャンペーン告知用のポスター及びチラシ、並びにキャンペーンサイトのデザインが、閲覧者の興味を引き、キャンペーンへの参加を促すものとなっているか。

②キャンペーン管理サイトが、キャンペーンの容易かつ適切な運用管理に資するものとなっているか。

##### ウ Facebook、Instagram の運用

①Facebook の発信回数及びフォロワー獲得数の見込みが明記されているか。

その数値について、根拠が明示され実行可能性があるか。

②Instagram の発信回数及びフォロワー獲得数の見込みが明記されているか。

その数値について、根拠が明示され実行可能性があるか。

##### エ 独自提案

・独自提案があったか、その内容はキャンペーンの認知度向上及びキャンペーンを通じた観光誘客促進の実現につながるものか

##### オ 経費・業務の合理性

・見積書に所要経費・算定根拠が明確に示されているか

(5) 選考結果は、応募者全員に郵送で通知する。

### 9 提案の無効に関する事項

次の一つに該当するときは、その者の提案は無効とする。

(1) 応募資格の無い者が提案したとき。

(2) 所定の期限及び提出先に提案書を提出しないとき。

(3) 同一の企画提案募集に対して、2以上の提案をしたとき。

(4) 同一の企画提案募集に対して、自己のほか、他の代理人を兼ねて提案したとき。

(5) 提案に関連して談合等の不正行為があったとき。

(6) 見積書の金額、住所、氏名、印影、若しくは重要な文書の誤脱、又は認識しがたい見積又は金額を訂正した見積をしたとき。

(7) 法令に違反し、又は公序良俗に反するおそれのあるとき。

(8) 選考委員会を欠席したとき。

(9) 提示した事項及び企画提案に関する条件に違反したとき。

(10) その他、審査を行うにあたって、協議会が無効であると判断したとき。

## 10 委託契約

選考により決定した企画案の提出者を委託先候補とし、協議会の平成30年度予算の成立後、委託契約を締結する。協議が整わなかった場合は、審査結果の次点者と協議を行うものとする。

(1) 契約期間 契約締結日から平成31年3月31日(日)まで

(2) 契約にあたっての主な留意事項

ア 提案書及び選考委員会は、提案内容及び応募団体の審査・選考のために行うものであり、選考結果は提案内容をそのまま了承するものではなく、協議の上、必要に応じて内容の一部を変更する場合があるので留意すること。

イ 業務委託仕様書は、提案された企画内容をもとに協議会が作成する。

ウ 本業務の全部を第三者に再委託してはならない。また、業務の一部の再委託について、ちばプロモーション協議会の承諾を得ずに第三者に再委託してはならない。

(3) 委託料

委託料の上限 6,470,000円(消費税及び地方消費税込み)

委託金額には、システム構築経費及びコンテンツ制作経費、独自提案の実施経費のほか、ドメイン維持管理費、ネットワーク経費、外部サービス利用経費、出張経費等の管理費ならびに各成果物の作成経費等、本業務の実施に係るあらゆる経費を含む。

## 11 注意事項

(1) 企画提案に要する経費は、全て応募者の負担とする。

(2) 提出された書類等は返却しない。

(3) 提出された書類等は、千葉県情報公開条例(平成12年千葉県条例第65号)に準じて開示する場合がある。

(4) 提出された書類等は、必要に応じて複写する。

(5) 提出された提案書は、本業務以外に使用することはない。

(6) 提案書に虚偽の記載が認められた場合には、当該提案書を無効とする。また、採用後にその事実が発覚した場合には、採用を取りやめることがある。

(7) 本契約による成果物の著作権は協議会に帰属する。

(8) 本募集要項及び仕様書に定めのない事項が生じた場合には、協議会及び関係者との協議の上決定する。

(9) 使用する言語および通貨は、日本語及び日本通貨に限る。

## 12 ちばプロモーション協議会

千葉県の有する多様な魅力を全国に向けて広報宣伝し、本県観光のイメージの向上を図るとともに、より多くの観光客の誘致を実現していくことにより、本県観光産業の振興と各地域の活性化に寄与することを目的として設立された団体で、観光にかかわる事業者や商工団体、農林水産団体、経済団体、文化団体、NPO、大学、行政等により構成されている。